

第 1 4 8 1 号

甲 府 市 公 報

発行所 甲府市役所
 甲府市丸の内一丁目18番1号
 発行人 甲府市
 毎月5日発行
 発行定日が休日に当たるときはその翌日

目 次

[告 示]

農用地利用集積計画を定めた旨の公告……………4
 国民健康保険料督促状公示送達……………5
 開発行為に関する工事の完了公告……………6
 介護保険被保険者証無効告示……………7
 土壤汚染対策法第11条第1項の規定による形質変更時要届出区域
 の指定告示……………8
 土壤汚染対策法第11条第2項の規定による要届出区域の指定解除
 の告示……………9
 入札告示（2件）……………10
 開発行為に関する工事の完了公告……………16
 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……………17
 農業振興地域整備計画の変更公告……………18
 後期高齢者医療保険料額決定通知書公示送達……………19
 公売公告兼見積価額公告……………20
 生活保護法等指定医療機関指定公示……………21
 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止公示……………22

入札告示（3件）……………23
 犬又は猫の引取り告示……………32
 入札告示……………33
 国民健康保険料納入通知書兼更正通知書公示送達……………37
 指定居宅サービス事業者の廃止公示……………38
 指定介護予防サービス事業者の指定公示……………39
 国民健康保険被保険者証無効告示……………40
 特定空家等の略式代執行時に保管した動産の引取りに関する公告……………41
 自転車駐車場内の自転車を撤去し保管した旨の告示……………42
 市民税・県民税税額決定兼納税通知書公示送達……………43
 地方自治法第231条の2の3第1項の規定に基づく指定納付受託
 者の指定告示……………44
 介護保険料納入通知書・納付書公示送達……………45
 差押解除通知書公示送達……………46
 指定居宅サービス事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業指定事
 業者の指定公示……………47
 国民健康保険料督促状公示送達……………48

指定障害福祉サービス事業者の指定公示	49	甲府市長選挙における開票事務会場等を定める告示	66
指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定公示	50	甲府市長選挙における候補者一人について選挙運動に関する支出金額の制限を定める告示	67
指定居宅サービス事業者の指定公示	51	甲府市長選挙における投票用紙を定める告示	68
[選挙管理委員会]		甲府市長選挙における不在者投票用封筒の刷込み告示	69
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	52	甲府市長選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	70
山梨県知事選挙におけるポスター掲示場設置告示	53	山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票所を定める告示	71
山梨県知事選挙における開票管理者及びその職務代理者の選任告示	54	山梨県知事選挙及び甲府市長選挙において時間を繰り上げて投票所を閉じる投票区の告示	72
山梨県知事選挙における開票の日時及び場所を定める告示	55	山梨県知事選挙及び甲府市長選挙における投票管理者及び職務代理者選任の告示	73
山梨県知事選挙において公職選挙法第175条の規定によるくじを行う日時及び場所を定める告示	56	甲府市長選挙における氏名等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	74
山梨県知事選挙における開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時を定める告示	57	甲府市長選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の告示	75
山梨県知事選挙における不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を定める告示	58	甲府市長選挙における期日前投票所を定める告示	76
山梨県知事選挙における期日前投票所を定める告示	59	甲府市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	77
山梨県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任告示	60	甲府市長選挙において甲府市中道公民館、山梨大学大村智記念学術館及び甲府市立甲府商業高等学校に設置する期日前投票所の開設時間及び閉設時間を定める告示	78
山梨県知事選挙において甲府市中道公民館、山梨大学大村智記念学術館及び甲府市立甲府商業高等学校に設置する期日前投票所の開設時間及び閉設時間を定める告示	61	甲府市長選挙の選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示場に掲示する旨の告示	79
選挙人名簿登録者総数の50分の1、3分の1及び6分の1の数の告示	62	甲府市長選挙における公職の候補者がポスター掲示をすることができる日を定める告示	80
甲府市長選挙におけるポスター掲示場設置告示	63	甲府市選挙管理委員会告示第9号の一部を改める告示	81
甲府市長選挙における選挙長及びその職務代理者の選任告示	64	甲府市選挙管理委員会告示第22号の一部を改める告示	82
甲府市長選挙における選挙会の日時及び場所を定める告示	65		

甲府市長選挙における当選人となった者の告示	84
[農業委員会]	
甲府市農業委員会 1 月定例総会招集公告	85
[上下水道局]	
甲府市上下水道局事業用無線設備取扱規程の一部を改正する規程	86
入札告示	87
公共下水道の供用開始公告	90
指定給水装置工事事業者の指定告示	91
[任免辞令]	
市長事務部局	93
農業委員会事務局	93

※別紙・別冊についての掲載は省略しています。

告示

甲府市告示第1号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。
なお、次のとおり閲覧に供する。

令和5年1月4日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 農用地利用集積計画の閲覧場所
甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課
- 2 農用地利用集積計画の閲覧期間
告示の日から2週間

甲府市告示第2号

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月4日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 令和4年度国民健康保険料3期督促状
令和4年度国民健康保険料2期督促状
令和4年度令和3年分国民健康保険料6期督促状
令和4年度令和2年分国民健康保険料6期督促状
令和3年度国民健康保険料8期督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第3号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市下鍛冶屋町字内ク祢1016番1及び
1016番6から1016番12まで
以上8筆及び道

- 2 公共施設の種類、位置

公共施設の種類	水路及び下水道
位置及び区域	別添図のとおり

（開発登録簿及び土地利用計画図は甲府市まちづくり部まち開発室都市計画課に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市住吉二丁目4番10号
有限会社コージーライフ
代表取締役 望月 かずみ

甲府市告示第4号

次の介護保険被保険者証は、回収できないため、甲府市介護保険条例施行規則（平成12年3月規則第21号）第12条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年1月5日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 介護保険被保険者証
- 2 被保険者番号及び住所並びに氏名 別紙のとおり

甲府市告示第5号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を次のとおり指定する。

令和5年1月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定する区域
甲府市大津町字天神堂772番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物

甲府市告示第6号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和5年1月6日甲府市告示第5号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部の指定を解除する。

令和5年1月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 指定を解除する区域
甲府市大津町字天神堂772番2の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
ふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物件

(1) 業務名

本庁舎広告付案内地図設置業務

(2) 設置場所及び予定価格

設置場所 甲府市役所本庁舎1階 エスカレーター北隣

所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号

予定価格 公表しない。

(3) 事業の概要

仕様書等のとおり

(4) 設置期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。

(4) 過去3年間において、官公庁又は民間企業における、同種の広告付地図等について掲出した実績を有する者

※使用許可書、契約書等の写しを提出のこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月19日（木）まで

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(2) 配付場所及び問い合わせ先

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市行政経営部契約管財室管財課

電話：055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか必要書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込時間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月19日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市行政経営部契約管財室管財課

電話：055-237-5197

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年1月31日(火) 午前10時00分から

(2) 場 所 甲府市丸の内一丁目18-1

甲府市役所本庁舎6階 入札室1

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を以って落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる要件を満たさなくなった者の入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市の定める予定価格(最低貸付料)以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

(1) 入札保証金：免 除

(2) 契約保証金：免 除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、募集要項及び仕様書による。

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の1件の一般競争入札を執行する。

令和5年1月6日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象物件

(1) 業務名

本庁舎広告付大型モニター設置業務

(2) 設置場所及び予定価格

設置場所 甲府市役所本庁舎1階 総合案内壁面 外2箇所

所在地 甲府市丸の内一丁目18番1号

予定価格 公表しない。

(3) 事業の概要

仕様書等のとおり

(4) 設置期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

2 一般競争入札参加資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り、応募することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16条）第167条の4第1項に規定する一般競争入札に参加させることができない者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しない法人又は個人であること。

(2) 国税及び本店・支店等が所在する市町村の税を滞納していないこと。

(3) 甲府市広告掲載基準の規定に該当する規制業種又は事業者でないこと。

(4) 過去3年間において、官公庁又は民間企業における、同種の広告付地図等について掲出した実績を有する者

※使用許可書、契約書等の写しを提出のこと。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更正手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。）でないこと。

3 仕様書等の配付期間、配付場所、配付方法

(1) 配付期間

令和5年1月6日（金）から令和5年1月19日（木）まで

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(2) 配付場所及び問い合わせ先

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市行政経営部契約管財室管財課

電話：055-237-5197

(3) 配付方法

直接配付とし、郵送又は電送は行わない。ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報/入札・契約/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。

4 入札参加申込

この入札に参加を希望する者は、募集要項に示す「一般競争入札参加申込書」ほか必要書類を次の申込場所まで持参すること。

(1) 申込時間

令和5年1月10日(火)から令和5年1月19日(木)まで

(土曜日、日曜日及び祝日は除く。)

午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで

(2) 申込場所

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市行政経営部契約管財室管財課

電話：055-237-5197

5 入札及び開札の日時及び場所

(1) 日 時 令和5年1月31日(火) 午前10時30分から

(2) 場 所 甲府市丸の内一丁目18-1

甲府市役所本庁舎6階 入札室1

ただし、入札場所等については、変更する場合がある。

6 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を以って落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか否かを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

7 入札の無効

この公告に示した入札参加資格がない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

なお、入札参加資格の確認を受けた者であっても、入札時において2に掲げる要件を満たさなくなった者の入札は無効とする。

8 落札者の決定

甲府市の定める予定価格(最低貸付料)以上で、最高の金額をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 その他

- (1) 入札保証金：免 除
- (2) 契約保証金：免 除
- (3) 契約書作成の要否：要
- (4) 仕様説明会を行わない。
- (5) その他公告にない事項については、入札説明書、募集要項及び仕様書による。

甲府市告示第9号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る次の開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月6日

甲府市長 樋口雄一

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
甲府市和戸町字三反田277番2
以上1筆
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲府市右左口町1331番地
小松史弥
小松加奈

甲府市告示第10号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年1月10日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970800221 |
| 2 | 事業所の名称 | デイサービスセンター敷島荘 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市大久保1357番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下帯那町3215番地1
社会福祉法人清長会
理事長 清水 初美 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防通所介護相当サービス |
| 6 | 廃止年月日 | 令和5年2月4日 |

甲府市告示第11号

甲府農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する第11条第1項の規定により公告し、変更理由を付した当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

令和5年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

1 甲府農業振興地域整備計画案の縦覧

(1) 縦覧場所

甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市産業部農林振興室農政課

(2) 縦覧期間

自 令和5年1月11日
至 令和5年2月10日

2 意見書の提出

甲府市の区域内に住所を有する者（市内に事務所を有する法人も含む。）は、当該農業振興地域整備計画の案について、令和5年2月10日までに、市に対して文書で意見を提出することができる。

なお、提出された意見書については、要旨を取りまとめ、その処理結果を同法第12条第1項の規定に基づく当該農業振興地域整備計画書の公告時に合わせて公告する。

(1) 意見書の提出先

縦覧場所と同じ

3 異議の申し出

当該農業振興地域整備計画の案のうち、農用地利用計画に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し法律上保護される権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議があるときは、令和5年2月10日の翌日から起算して15日以内である令和5年2月27日までに、市に対して文書でこれを申し出ることができる。

(1) 異議申出先

縦覧場所と同じ

甲府市告示第12号

次の後期高齢者医療保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月11日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|-----------------------|
| 1 | 書類名 | 令和4年度後期高齢者医療保険料額決定通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第 1 3 号

国税徴収法第 9 5 条及び同法第 9 9 条の規定により、次のとおり差押財産の公売及び見積価額を公告する。

令和 5 年 1 月 1 2 日

甲府市長 樋 口 雄 一

公 売 財 産		
公 売 保 証 金	別紙「公売財産、公売保証金及び見積価額」のとおり	
見 積 価 額		
公 売 方 法	入 札	
公 売 日 時	公売参加申込期間	令和 5 年 1 月 1 2 日（木）午後 1 時 0 0 分から 令和 5 年 1 月 3 1 日（火）午後 1 1 時 0 0 分まで
	入札	令和 5 年 2 月 6 日（月）午後 1 時 0 0 分から 令和 5 年 2 月 1 3 日（月）午後 1 時 0 0 分まで
公 売 場 所	K S I 官公庁オークションが提供するインターネット公売システム上 (https://kankocho.jp/)	
売却決定の日時	令和 5 年 3 月 6 日（月）午前 1 0 時 0 0 分	
売却決定の場所	甲府市丸の内一丁目 1 8 番 1 号 甲府市役所滞納整理課	
買受代金納期限	令和 5 年 3 月 6 日（月）午後 2 時 3 0 分	
買受人についての資格その他の要件	次の者は、公売財産を買受けることができません。 1 この公売公告に違反した者 2 国税徴収法第 9 2 条の規定に該当する者 3 国税徴収法第 1 0 8 条第 1 項又は第 5 項の規定に該当する者	
そ の 他	別紙「その他の事項」のとおり	
配当を受ける者の権利の申出について	この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権または留置権等を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を市長あてに申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、甲府市役所滞納整理課に用意してあります。	

甲府市告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び第84条の2の規定に基づき、次のとおり生活保護法等指定医療機関指定申請書を受理し、指定医療機関として指定したので、同法第55条の3の規定により公示する。

令和5年1月13日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 書類名 生活保護法等指定医療機関指定申請書
- 2 医療機関番号、指定の期間、医療機関の名称、医療機関の所在地、開設者、代表者、管理者

別紙のとおり

甲府市告示第15号

甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱（平成28年福第1号）第7第2項の規定による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者の廃止届を受理したので、同要綱第10の規定により公示する。

令和5年1月13日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1971700495 |
| 2 | 事業所の名称 | しあわせホーム竜王 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲斐市篠原3000番地1 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下帯那町3215番地1
社会福祉法人清長会
理事長 清水 初美 |
| 5 | サービスの種類 | 介護予防通所介護相当サービス |
| 6 | 廃止年月日 | 令和5年2月4日 |

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和5年1月16日

甲府市長 樋口 雄一

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(建築) 189号		
工事名	緑が丘スポーツ公園屋外トイレ建設（建築主体）工事		
工事場所	甲府市緑が丘二丁目地内		
工事概要	1	工事内容	構造：鉄筋コンクリート造 平屋建て 規模：建築面積57.2㎡ 延べ面積：54.0㎡ 付帯電気設備工事、外構工事一式
	2	工期	令和5年8月18日まで
	3	予定価格 (税込み)	34,430,000円
	4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務	非適用
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	建築一式 A又はB
	3	同種工事施工実績	公共施設等の建築工事。 ただし、1件の工事請負額が、1,700万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)

	5	近接工事	令和4年7月6日告示の(建築)76号「緑が丘スポーツ公園野球場本部棟建設(建築主体)工事」の落札者は、本工事の落札者となることはできません。
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	地域貢献評価型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和5年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年1月25日
	3	申請書受付開始日	令和5年1月16日
	4	申請書受付締切日	令和5年1月25日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和5年1月31日
	6	設計図書配付開始日	令和5年1月16日
	7	設計図書配付締切日	令和5年2月1日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和5年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和5年2月1日
	10	入札日時	令和5年2月9日 午前9時10分
	11	価格以外の評価点公表日	令和5年2月14日
	12	開札日時	令和5年2月20日 午前9時10分
	13	落札者決定日	令和5年2月21日
提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日まで(落札予定者のみ)	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する	1	質問	令和5年2月6日 午後5時まで

説明	2	回答	令和5年2月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和5年2月16日まで
	2	回答	令和5年2月17日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和5年2月17日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和5年1月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第18号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(西・南ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(西・南ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

令和5・6年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- 3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和5年1月16日(月)～令和5年1月31日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約
/入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、
この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和5年1月16日(月)～令和5年1月31日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和5年2月24日(金) 午前10時00分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ

同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

公募型指名競争入札実施要綱(平成17年4月1日総第1号)第5の規定により、次の1件の公募型指名競争入札を執行する。

令和5年1月16日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札対象業務

- (1) 入札番号 (環) 第19号
- (2) 業務名 甲府市指定ごみ袋の作製、保管及び配送等業務委託
(東・北・中央ブロック)
- (3) 履行期間 契約締結日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 甲府市内(東・北・中央ブロック)
- (5) 業務内容 仕様書による
- (6) 予定価格 公表しない
- (7) 最低制限価格 設けない

2 入札参加資格

令和5・6年度における甲府市物品供給競争入札参加資格申請を提出し、受理されている入札有資格者名簿の登載予定者で、次の条件をすべて満たす者

- (1) 甲府市内に本店がある者であること。
- (2) 仕様書の定める指定ごみ袋及びごみ処理券を確実に作製、又は調達するとともに、自ら保管して甲府市登録販売店からの発注に応じて配送できる者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市物品供給(入札等)制度要綱」に基づく指名停止等を受けている日が含まれている者でないこと。
- (6) 入札の日以前6か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から2年を経過していること。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者(更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (8) 市税の滞納がない者であること。

- 3 入札参加申請書等の配付期間、配付場所、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 令和5年1月16日(月)～令和5年1月31日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- (2) 配付場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- (3) 配付方法 直接配付とし、郵送又は伝送は行わない。
ただし、甲府市ホームページ(事業者向け情報 入札・契約/
入札情報(その他・公募型))から情報を入手する場合は、この限りでない。
- (4) 申請書等の受付期間及び受付場所
- ア 期間 令和5年1月16日(月)～令和5年1月31日(火)
(この期間内の土曜日、日曜日を除く。)
午前9時～午後5時
- イ 場所 甲府市環境部環境総室総務課
甲府市上町601番地4 甲府市環境センター管理棟1階
電話055-241-4311
- 4 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日 時 令和5年2月24日(金) 午前10時30分
- (2) 場 所 甲府市環境センター管理棟1階 会議室1
甲府市上町601番地4
ただし、入札場所等については変更する場合がある。
- 5 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効
この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 7 落札者の決定方法
甲府市契約規則第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 8 その他
- (1) 入札保証金：免除
- (2) 契約保証金：(契約金額の10/100)
ただし、甲府市契約規則第34条第1項第3号に規定する、過去2年の間に国(公社、公団を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ

同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合は免除する。

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 仕様説明会を行わない。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市契約規則による。

甲府市告示第19号

動物の愛護及び管理に関する法律第35条第3項の規定に基づき次の犬又は猫の引取りを行ったので、甲府市動物の愛護及び管理に関する条例第15条第4項の規定により告示する。

この犬又は猫の所有者は、令和5年1月19日までに、引き取る旨の連絡を次の連絡先にすること。

なお、この期日までに引き取る旨の連絡を行わなかった場合は、この犬又は猫は処分する。

令和5年1月16日

甲府市長 樋口雄一

- 1 拾得場所：甲府市住吉四丁目地内
- 2 犬又は猫の別：猫
- 3 種類：雑種
- 4 性別：オス
- 5 毛の色：茶白
- 6 その他の特徴：成猫、赤色の首輪を装着
- 7 連絡先：甲府市福祉保健部保健衛生室生活衛生薬務課
電話055-237-2550

甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定により、次の物件の売却について一般競争入札を執行する。

令和5年1月17日

甲府市長 樋口 雄一

1 入札に付する売却物件概要等

物件番号（3）

ア 物件の種類 土地

イ 所在及び地番 甲府市宝一丁目

甲府駅周辺土地区画整理事業仮換地指定地37街区5画地

ウ 地 目 宅地

エ 地 積 68.96㎡

2 入札参加申込みの受付期間、受付場所及び受付方法

(1) 受付期間

令和5年1月17日（火）から令和5年1月27日（金）までの午前9時から午後5時までの間（この期間内の市の休日を除く）

(2) 受付場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階

甲府市まちづくり部まち開発室区画整理課

電話055-230-1029

(3) 受付方法

持参又は郵送（簡易書留）による受付とし、郵送による場合は、令5年1月27日（金）当日消印有効とする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日

令和5年2月7日（火）

(2) 入札の受付、入札及び開札の時間

物件番号	物件の所在	入札の受付時間	入札時間	開札時間
(3)	甲府市宝一丁目 甲府駅周辺土地区画整理事業仮換地指定地37街区5画地	午前9時30分から 午前9時50分まで	午前10時00分 から	入札 終了後

(3) 場所

甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階 会議室8-2

ただし、入札場所等については変更する場合がある。

4 入札に参加できる者の資格及び要件

次のいずれにも該当しない法人又は個人であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4第1項の規定に該当する者
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者であつて、当該各号に該当する事実があつた日から2年を経過していない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第4号まで及び第6号に該当する者又は役員が暴力団員である法人
 - (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体又は当該団体の役職員若しくは構成員
 - (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請した者であつて、裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者であつて、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - (7) 入札の公告の日から入札の日までの間に、「甲府市物品供給（入札等）制度要綱」及び「甲府市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づき指名停止を受けている者
 - (8) 市区町村税を滞納している者
 - (9) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項に規定する公有財産に関する事務に従事する甲府市職員
- 5 入札を無効とする場合に関する事項
- 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- (1) 入札保証金を納付したことを証する書面の提出がない又は入札書に書かれた金額が入札保証金の20倍を超える入札
 - (2) 1物件につき、1人で2通以上の入札をした場合は、その全部の入札
 - (3) 入札書に書かれた金額又は氏名（法人にあっては商号名称及び代表者名）の確認し難いもの、鉛筆書きのもの、押印のないもの、その他誤脱等により意思表示が不明瞭なため識別し難いもの
 - (4) 入札書に書いた金額を訂正した入札
 - (5) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと市職員が認める場合における全部の入札
 - (6) 入札時において、4の「入札に参加できる者の資格及び要件」を満たさなくなった者の入札
 - (7) 入札参加申込みをしない者の入札
 - (8) 代理人として代理権の確認を受けていない者の入札
 - (9) 入札にあたり他人を脅迫するなど、不正行為のあった者の入札
 - (10) 最低売却価格に達しない入札
 - (11) 入札に関し、市職員の指示に従わなかった者の入札
 - (12) 郵送による入札

- (13) 前各号に掲げるもののほか、一般競争入札案内書に規定する入札に関する条項に違反した者の入札
- 6 落札者の決定方法
入札の回数は3回までとする。
開札後、最低売却価格（予定価格）以上で入札した者のうち、最高価格をもって有効な入札した者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。この場合、入札者は「くじ」を辞退することができないものとする。
- 7 契約書作成の要否及び代金支払方法
契約書の作成を要し、代金は一括現金納入とする。
- 8 入札保証金、契約保証金及び違約金に関する事項
- (1) 入札保証金の納付等
- ア 入札保証金は、各自入札価格の100分の5以上に相当する金額を、一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
- イ 入札保証金は、落札者を除き、入札者が指定する金融機関の預金口座へ振り込む方法により返還する。
- ウ 入札保証金には、利息を付さない。
- (2) 契約保証金の納付等
- ア 契約保証金は、売買価格の100分の10以上に相当する金額を、契約締結時に一括で甲府市の指定する口座に振り込むものとする。
- イ 契約保証金は、売買代金に充当するものとする。
- ウ 契約保証金には、利息を付さない。
- (3) 違約金
- ア 落札者が、落札日の翌日から7日以内に、売買契約を締結しないとき（落札後、入札申込みができない者であることが判明し、その入札が無効になったときなどを含む。）は、違約金として入札保証金は甲府市に帰属する。
- イ 落札者が、契約締結日より30日以内に売買代金（充当された契約保証金を除いた額）の支払いを行わなかったときは、売買契約を解除のうえ、違約金として契約保証金は甲府市に帰属する。
- 9 一般競争入札案内書の配付
- (1) 配付期間
本告示の日から令和5年1月27日（金）まで
- (2) 配付場所等
甲府市丸の内一丁目18番1号 甲府市役所本庁舎8階
甲府市まちづくり部まち開発室区画整理課及び甲府市公式ホームページ
- 10 現地説明会開催
入札参加申込受付期間中、希望者に対して実施する。
- 11 特記事項
- (1) 現状有姿による契約
現状有姿の状態で売り渡すものとする。
- (2) 土地利用制限

落札した市有地を利用するにあたっては、売買契約締結の日から10年間、次に掲げる用に供してはならない。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2項に規定する暴力団関連施設その他周辺住民に著しく不安を与える施設

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第11項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業

12 その他

この公告に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、甲府市契約規則、甲府市財務規則(昭和62年1月20日規則第1号)、一般競争入札案内書等に定めるところによる。

甲府市告示第21号

次の国民健康保険料に係る書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）の調査を行ったが不明のため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月17日

甲府市長 樋口雄一

- | | |
|-------------|----------------------------------|
| 1 書類名 | 令和4年度甲府市国民健康保険料納入通知書
(兼更正通知書) |
| 2 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室健康保険課 |

甲府市告示第22号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者の廃止届を受理したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年1月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190161 |
| 2 | 事業所の名称 | ゆたか訪問看護ステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市下飯田四丁目3番2号
ハイツインターⅡ 103号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 南アルプス市小笠原285番地
有限会社山梨豊商会
代表取締役 清水 敏文 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問看護 |
| 6 | 廃止年月日 | 令和5年1月31日 |

甲府市告示第23号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び介護保険法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び第115条の10の規定により公示する。

令和5年1月18日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1960190369 |
| 2 | 事業所の名称 | ゆたか訪問看護ステーション |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市下飯田四丁目3番2号
ハイツインターⅡ 103号 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下飯田四丁目3番2号
ハイツインターⅡ 103号
株式会社サフト
代表取締役 澤 登 豊 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問看護
介護予防訪問看護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和5年2月1日 |

甲府市告示第24号

次の国民健康保険被保険者証は、甲府市国民健康保険条例施行規則（昭和35年11月規則第52号）第13条の規定により無効である旨を告示する。

令和5年1月19日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 国民健康保険被保険者証
国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証
- 2 世帯主住所、被保険者氏名及び記号番号等 別紙のとおり

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号（以下「法」という。））第14条第10項による特定空家等の略式代執行時に発見された動産を保管したので、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対して、動産を引き取るよう公告を行う。

なお、期限内に所有者等が現れない場合は、市にて処分する。

令和5年1月19日

甲府市長 樋口 雄一

1 保管した動産の種類及び数量

- ・服飾、装飾品等 49点
- ・勲章、褒章 2点
- ・仏具 2点
- ・書道具 3点
- ・アルバム 19冊
- ・ネガフィルム 6封
- ・現金 小銭多数

2 拾得の期間

令和4年12月15日（木）から令和4年12月28日（水）まで

3 拾得の場所

甲府市羽黒町1301-11の家屋内部

4 保管期間

令和5年4月19日（水）まで

5 保管方法、受付時間、連絡先

市有施設に施錠の上、保管している。

受付時間：平日 午前9時から午後5時まで

連絡先：甲府市まちづくり部まちづくり総室空き家対策課

〒400-8585

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5350

6 所有権の確認について

本動産の所有権を主張する場合には、その権利を第三者に対して証明する書類等を持参すること。

7 特記事項（不利益事項）

本家屋の所有権を有すると判明した場合、任意で略式代執行費用を徴収する。

甲府市自転車駐車場条例（平成19年9月条例第28号）第13条第1項の規定により、自転車駐車場内の自転車を撤去し、保管したので、同条第2項及び甲府市自転車駐車場条例施行規則（平成19年9月規則第42号）第5条の規定により次のとおり告示する。

令和5年1月20日

甲府市長 樋口雄一

- 1 撤去し、保管した自転車が駐車してあった場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場・甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場・甲府市酒折駅南口自転車駐車場
- 2 撤去し、保管した自転車の型式等
別紙のとおり
- 3 保管した日
令和4年10月14日
- 4 返還の申出場所
市民部市民総室総務課
交通安全係 TEL055-237-5303
- 5 保管場所
甲府市甲府駅北口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅北口第2自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第1自転車駐車場
甲府市甲府駅南口第2自転車駐車場
甲府市酒折駅北口自転車駐車場
- 6 返還時に持参する物
住所・氏名を確認できるもの、自転車の鍵

甲府市告示第27号

次の市税等にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）が明らかでなく、調査を行ったがなお不明のため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月23日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|------------------------|
| 1 | 書類名 | 令和4年度市民税・県民税税額決定兼納税通知書 |
| 2 | 送達を受けるべき者 | 別紙のとおり |
| 3 | 保管場所 | 甲府市企画財務部課税管理室市民税課 |

甲府市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定により次のとおり指定納付受託者を指定したので、甲府市財務規則（昭和62年1月20日規則第1号）第51条第2項の規定により告示する。

令和5年1月24日

甲府市長 樋口 雄一

- 1 指定納付受託者の名称及び住所
東京都港区芝4-4-13
株式会社テラオカ 代表取締役 高橋 直樹
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
以下、窓口における各種証明書の交付等に係る手数料
（1）企画財務部市民税課
（2）企画財務部資産税課
（3）市民部市民課
（4）市民部総務課（窓口センター全10カ所）
（5）福祉保健部生活衛生薬務課
ただし、甲府市が認めるキャッシュレス決済手段を利用して納付される証明書の交付等に係る手数料に限る。
- 3 指定日
令和5年1月24日

次の介護保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので調査を行ったが、なお不明のため介護保険法（平成9年法律第123号）第143条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月25日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 書類名 | 甲府市介護保険料納入通知書
甲府市介護保険料納付書 |
| 2 | 発送日 | 令和4年7月1日 |
| 3 | 項目 | 令和4年度介護保険料納入通知書
令和4年度介護保険料納付書1期～9期分 |
| 4 | 納期限 | 令和4年8月1日 令和4年8月31日
令和4年9月30日 令和4年10月31日
令和4年11月30日 令和5年1月4日
令和5年1月31日 令和5年2月28日
令和5年3月31日 |
| 5 | 納付場所 | 甲府市指定金融機関
甲府市収納代理金融機関
甲府市指定コンビニエンスストア
甲府市企画財務部収納管理室収納課
甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課
窓口センター |
| 6 | 送達を受けるべき者 | (省略) |
| 7 | 保管場所 | 甲府市福祉保健部保険経営室介護保険課 |

甲府市告示第30号

次の市税の徴収にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたため調査を行ったが、なお不明のため地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月26日

甲府市長 樋口 雄一

- | | |
|-------------|--------------------|
| 1 書類名 | 差押解除通知書（企発第24597号） |
| 2 送達を受けるべき者 | （省略） |
| 3 保管場所 | 甲府市企画財務部収納管理室滞納整理課 |

甲府市告示第31号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者及び甲府市介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定等に関する要綱第3の規定に基づく介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者として次の者を指定したので、同法第78条及び同要綱第10の規定により公示する。

令和5年1月30日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105670 |
| 2 | 事業所の名称 | 訪問介護事業所 コスモ甲府西 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市徳行三丁目9番30号 太田ビル201 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市下向山町1280-1
社会福祉法人いきいき倶楽部
理事長 代 長 一 雄 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護
介護予防・日常生活支援総合事業
(介護予防訪問介護相当サービス) |
| 6 | 指定年月日 | 令和5年2月1日 |

次の国民健康保険料にかかわる書類は、その送達を受けるべき者の住所（居所）に郵送したが返送されたので、調査を行ったがなお不明のため国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示する。

なお、当該書類は本職において保管し、送達を受けるべき者が請求したときはいつでも交付する。

令和5年1月31日

甲府市長 樋口雄一

- 1 書類名 令和4年度国民健康保険料1期督促状
令和4年度国民健康保険料2期督促状
令和4年度国民健康保険料3期督促状
令和4年度国民健康保険料4期督促状
令和4年度国民健康保険料5期督促状
- 2 送達を受けるべき者 別紙のとおり
- 3 保管場所 甲府市企画財務部収納管理室収納課

甲府市告示第33号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条第1号の規定により公示する。

令和5年1月31日

甲府市長 樋口雄一

- | | | |
|---|---------|-----------------------|
| 1 | 事業者名 | 社会福祉法人いきいき倶楽部 |
| 2 | 事業者の所在地 | 甲府市下向山町1280番地1 |
| 3 | 事業所名 | 訪問介護事業所コスモ甲府西 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市徳行三丁目9番30号 太田ビル201 |
| 5 | 事業の種類 | 居宅介護、重度訪問介護 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1910103371 |
| 8 | 指定年月日 | 令和5年2月1日 |

甲府市告示第34号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者として次の者を指定したので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の30第2項第1号及び児童福祉法第24条の37第1号の規定により公示する。

令和5年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 事業者名 | 株式会社ラックオリジナル |
| 2 | 事業者の所在地 | 山梨県中巨摩郡昭和町飯喰1541番地1 |
| 3 | 事業所名 | ワーカウト羽黒相談支援事業所 |
| 4 | 事業所の所在地 | 甲府市羽黒町1466番地2 |
| 5 | 事業の種類 | 指定特定相談支援、指定障害児相談支援 |
| 6 | 主たる対象者 | 特定なし |
| 7 | 指定事業所番号 | 1930103385（指定特定相談支援）
1970103394（指定障害児相談支援） |
| 8 | 指定年月日 | 令和5年2月1日 |

甲府市告示第35号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項の規定に基づく指定居宅サービス事業者として次の者を指定したので、同法第78条の規定により公示する。

令和5年1月31日

甲府市長 樋口 雄一

- | | | |
|---|-----------|--------------------------------------|
| 1 | 介護保険事業所番号 | 1970105662 |
| 2 | 事業所の名称 | 快晴苑訪問介護事業所 |
| 3 | 事業所の所在地 | 甲府市大津町333番地 |
| 4 | 当該事業所の申請者 | 甲府市大津町333番地
社会福祉法人大寿会
理事長 松本成輔 |
| 5 | サービスの種類 | 訪問介護 |
| 6 | 指定年月日 | 令和5年2月4日 |

選挙管理委員会

甲府市選挙管理委員会告示第1号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和5年1月4日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,097人
2	1/3の数	51,612人
3	1/6の数	25,806人
4	選挙人名簿登録者数	154,834人

甲府市選挙管理委員会告示第2号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

令和5年1月4日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第3号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

開票管理者		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
甲府市下飯田 一丁目1番15号	三井和子	甲府市上曾根町 233番地	土屋明彦

甲府市選挙管理委員会告示第4号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙における開票の日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 日 時 令和5年1月22日（日） 午後9時
- 2 場 所 甲府市上今井町300番地
甲府市立甲府商業高等学校体育館

甲府市選挙管理委員会告示第5号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 日時 令和5年1月5日（木） 午後5時5分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第6号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙において、公職選挙法第62条第2項、第4項及び第5項の規定により、開票立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 日 時 令和5年1月19日（木） 午後5時5分
- 2 場 所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第7号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を、別紙のとおり定める。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第8号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内一丁目18番1号	令和5年1月6日から 令和5年1月21日まで
甲府市総合市民会館 2階展示室	山梨県甲府市 青沼三丁目5番44号	令和5年1月16日から 令和5年1月21日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村三丁目5番20号	令和5年1月19日から 令和5年1月21日まで
甲府市西部市民センター 1階会議室	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	令和5年1月19日から 令和5年1月21日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	令和5年1月19日から 令和5年1月21日まで
山梨大学 大村智記念学術館 2階大村記念ホール	山梨県甲府市 武田四丁目4番37号	令和5年1月17日
甲府市立甲府商業高等学校 商友館コミュニティホール	山梨県甲府市 上今井町300番地	令和5年1月18日

甲府市選挙管理委員会告示第9号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第10号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙において甲府市中道公民館、山梨大学大村智記念学術館及び甲府市立甲府商業高等学校に設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

令和5年1月5日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

施設の名 称	投票所を 開く時刻	投票所を 閉じる時刻	備 考
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時	
山梨大学 大村智記念学術館2階 大村記念ホール	午前8時30分	午後5時	
甲府市立甲府商業高等学校 商友館コミュニティホール	午後3時	午後5時	

甲府市選挙管理委員会告示第11号

地方自治法第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/50の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の1/3の数並びに市町村合併の特例に関する法律第4条第11項及び第5条第15項の規定する選挙権を有する者の総数の1/6の数は、次のとおりである。

令和5年1月14日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	1/50の数	3,095人
2	1/3の数	51,580人
3	1/6の数	25,790人
4	選挙人名簿登録者数	154,738人

甲府市選挙管理委員会告示第12号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を、別紙のとおり設置した。

令和5年1月14日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第13号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を、次のとおり選任する。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

選挙長		職務代理人	
住所	氏名	住所	氏名
山梨県甲府市	志村文武	山梨県甲府市	原栄治

甲府市選挙管理委員会告示第14号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における選挙会の日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 日 時 令和5年1月22日（日） 午後9時
- 2 場 所 甲府市上今井町300番地
甲府市立甲府商業高等学校体育館

甲府市選挙管理委員会告示第15号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における開票事務は、選挙会の事務に併せて行う。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第16号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における公職選挙法第194条第1項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

1	甲府市長選挙	制限額	15,633,800円
---	--------	-----	-------------

甲府市選挙管理委員会告示第17号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における投票用紙を、次のとおり定める。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

<p>こうほしやしめい 候補者氏名</p>	<p>ちゆうい 注意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>	<p>令和五年一月二十二日執行</p> <p>甲府市長選挙投票</p> <p>甲府市選挙管理委員会之印</p>
---------------------------	--	---

備考

- 1 甲府市長選挙用の投票用紙の地色はクリーム色とし、黒インクで片面印刷とする。
- 2 甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

甲府市選挙管理委員会告示第18号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における不在者投票用封筒の甲府市選挙管理委員会之印は、刷込式とする。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第19号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における公職選挙法第49条第1項及び第270条の2第1項の規定による不在者投票の事務を取り扱う場所、期間及び時間を、別紙のとおり定める。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第20号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙及びこれと同時に行う甲府市長選挙における投票所を、別紙のとおり設ける。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法第40条第1項ただし書の規定により、令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙及びこれと同時に行う甲府市長選挙の投票所を閉じる時刻を次のとおり繰り上げる。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

投票区名	施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻
第26投票区	北部悠遊館	午前7時	午後7時
第27投票区	能泉連絡所	午前7時	午後7時
第28投票区	宮本連絡所	午前7時	午後7時
第29投票区	上九一色出張所	午前7時	午後7時

甲府市選挙管理委員会告示第22号

令和5年1月22日執行の山梨県知事選挙及びこれと同時に行う甲府市長選挙における投票管理者及びその職務を代理すべきも者を、別紙のとおり選任した。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第23号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙において、公職選挙法第175条の規定による投票記載場所、期日前投票記載場所及び不在者投票記載場所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 日時 令和5年1月15日（日） 午後5時5分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第24号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙において、甲府市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例第4条第2項の規定による選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 日時 令和5年1月15日（日） 午後5時10分
- 2 場所 甲府市丸の内一丁目18番1号
甲府市選挙管理委員会事務局（本庁舎4階）

甲府市選挙管理委員会告示第25号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における期日前投票所を、次のとおり設ける。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

設置場所	住 所	期 間
甲府市役所本庁舎 4階大会議室	山梨県甲府市 丸の内一丁目18番1号	令和5年1月16日から 令和5年1月21日まで
甲府市総合市民会館 1階多目的室	山梨県甲府市 青沼三丁目5番44号	令和5年1月16日から 令和5年1月21日まで
甲府市北部市民センター 2階多目的集会室	山梨県甲府市 湯村三丁目5番20号	令和5年1月19日から 令和5年1月21日まで
甲府市西部市民センター 1階大ホール	山梨県甲府市 長松寺町12番30号	令和5年1月19日から 令和5年1月21日まで
甲府市中道公民館 会議室	山梨県甲府市 下曾根町1070番地3	令和5年1月19日から 令和5年1月21日まで
山梨大学甲府キャンパス 大村智記念学術館2階 大村記念ホール	山梨県甲府市 武田四丁目4番37号	令和5年1月17日
甲府市立甲府商業高等学校 商友館コミュニティホール	山梨県甲府市 上今井町300番地	令和5年1月18日

甲府市選挙管理委員会告示第26号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を、別紙のとおり選任する。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第27号

公職選挙法第48条の2第3項において読み替えて準用する同法第40条第1項の規定により、令和5年1月22日執行の甲府市長選挙において甲府市中道公民館、山梨大学大村智記念学術館及び甲府市立甲府商業高等学校に設置する期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のとおりとする。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

施設の名称	投票所を開く時刻	投票所を閉じる時刻	備考
甲府市中道公民館 会議室	午前8時30分	午後5時	
山梨大学 大村智記念学術館2階 大村記念ホール	午前8時30分	午後5時	
甲府市立甲府商業高等学校 商友館1階 コミュニティホール	午後3時	午後5時	

甲府市選挙管理委員会告示第28号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における、公職選挙法第192条第1項の規定による、選挙運動に関する収入及び支出の報告書要旨の公表は、甲府市掲示板に掲示して行う。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

甲府市選挙管理委員会告示第29号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙における公職選挙法第144条の2第10項において準用する同条第5項の規定により、公職の候補者がポスター掲示することができる日は、次のとおりである。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 ポスター掲示のできる日 令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会告示第30号

令和5年1月5日甲府市選挙管理委員会告示第9号の一部を、次のとおり改める。

令和5年1月15日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

「

職務を行うべき日	甲府市総合市民会館 期日前投票管理者	
	住 所	氏 名
1月18日	山梨県甲府市	早川 守

を」、

「

職務を行うべき日	甲府市総合市民会館 期日前投票管理者	
	住 所	氏 名
1月18日	山梨県甲府市	原 栄治

に」、

「

職務を行うべき日	甲府市立甲府商業高等学校 商友館 コミュニティホール 期日前投票管理者	
	住 所	氏 名
1月18日	山梨県甲府市	原 栄治

を」、

「

職務を行うべき日	甲府市立甲府商業高等学校 商友館 コミュニティホール 期日前投票管理者	
	住 所	氏 名
1月18日	山梨県甲府市	早川 守

に」、

改める。

甲府市選挙管理委員会告示第31号

令和5年1月15日甲府市選挙管理委員会告示第22号の一部を、次のとおり改める。

令和5年1月21日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

「

投票区名	投票管理者	
	住所	氏名
第16投票区	山梨県甲府市	新堀 亨
第32投票区	山梨県甲府市	渡邊 直樹

」
を、

「

投票区名	投票管理者	
	住所	氏名
第16投票区	山梨県甲府市	依田 歩
第32投票区	山梨県甲府市	星野 雅臣

」
に、

「

投票区名	職務代理者	
	住所	氏名
第13投票区	山梨県南アルプス市	横内 一雄
第57投票区	山梨県甲府市	古澤 昭次

」
を、

「

投票区名	職務代理者	
	住所	氏名

第13投票区	山梨県甲府市	島田 美由紀
第57投票区	山梨県甲府市	秋山 裕

」
に、

改める。

甲府市選挙管理委員会告示第32号

令和5年1月22日執行の甲府市長選挙において、当選人となった者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和5年1月23日

甲府市選挙管理委員会
委員長 志村文武

- 1 氏名 樋口雄一
- 2 住所 山梨県甲府市高畑二丁目7番6号

農業委員会

甲府市農業委員会告示第1号

農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定に基づき甲府市農業委員会1月定例総会を、令和5年1月30日午後2時00分、甲府市南公民館において開催し、付議すべき事項について協議するので、甲府市農業委員会総会会議規則第2条の規定により公告する。

令和5年1月25日

甲府市農業委員会会長 西 名 武 洋

付議すべき事項

- 1 農地法に基づく許可申請について
- 2 令和5年2月告示分農用地利用集積計画の承認について
- 3 令和5年2月告示分農地中間管理権に係る農用地利用集積計画の承認について
- 4 農用地利用配分計画（案）の作成について

上下水道局

甲府市上下水道局管理規程第1号

甲府市上下水道局事業用無線設備取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年1月26日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者

甲府市上下水道局業務部長 上田 和正

甲府市上下水道局事業用無線設備取扱規程の一部を改正する規程

甲府市上下水道局事業用無線設備取扱規程（昭和56年2月管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し及び同条第1項中「及び配置及び配置」を削り、同条第2項中「形式」を「型式」に、「こうふしすいどうきょく」を「こうふしじょうげすいどうきょく」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和4年12月15日から適用する。

甲府市上下水道局告示第1号

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第5条の規定に基づき、次の1件の一般競争入札を執行する。

なお、対象工事は、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

令和5年1月16日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田和正

一般競争入札（総合評価落札方式）公告個別事項

入札番号	(土木) 110080号		
工事名	(更新-2) 配水管布設替工事		
工事場所	甲府市朝気一丁目地内ほか（市立東小学校の西）		
工事概要	1	工事内容	DIP. GX φ300 L=317.0m
			DIP. GX φ200 L= 7.0m
			DIP. GX φ150 L= 10.0m
			DIP. GX φ100 L= 33.0m
			DIP. GX φ75 L= 6.5m
HPPE φ75 L=110.0m			
仕切弁. GX φ300 5基			
仕切弁. GX φ200 1基			
仕切弁. GX φ150 1基			
仕切弁. GX φ100 3基			
仕切弁. GX φ75 1基			
仕切弁. PE φ75 2基			
空気弁付消火栓 φ75 1基			
消火栓 φ75 2基			
空気弁 φ20 1基			
2	工期	令和5年9月11日まで	
3	予定価格 (税込み)	88,803,000円	
4	分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の 実施義務	適用	
入札参加資格	1	本店所在地	甲府市内
	2	競争入札参加資格	土木一式 A

			特定建設業の許可
	3	同種工事施工実績	配水管布設替工事等。 ただし、1件の工事請負額が、4,400万円以上の実績に限る。 元請として平成19年4月1日以降に完成、引き渡し済みの工事。 なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
	4	配置予定技術者の資格	入札説明書に記載 (本案件に対し、技術者の工事实績は求めません。)
総合評価に関する事項	1	総合評価方式の種類	特別簡易型
	2	加算点の満点	10
	3	評価の基準	総合評価入札技術等審査確認資料作成要領による
日程	1	入札説明書等配付開始日	令和5年1月16日
	2	入札説明書等配付締切日	令和5年1月25日
	3	申請書受付開始日	令和5年1月16日
	4	申請書受付締切日	令和5年1月25日 午後3時まで
	5	入札参加資格確認結果通知日	令和5年1月31日
	6	設計図書配付開始日	令和5年1月16日
	7	設計図書配付締切日	令和5年2月1日
	8	設計図書に関する質問開始日	令和5年1月16日
	9	設計図書に関する質問締切日	令和5年2月1日
	10	入札日時	令和5年2月9日 午前9時00分
	11	価格以外の評価点公表日	令和5年2月14日
	12	開札日時	令和5年2月20日 午前9時00分
	13	落札者決定日	令和5年2月21日

提出書類	1	参加申請時	入札説明書に記載
	2	入札時	入札参加資格確認通知書 工事費内訳書
	3	落札者決定日の前日 まで（落札予定者のみ）	配置予定技術者の従事状況
入札参加資格に対する説明	1	質問	令和5年2月6日 午後5時まで
	2	回答	令和5年2月7日
価格以外の評価に関する照会	1	質問	令和5年2月16日まで
	2	回答	令和5年2月17日
価格以外の評価を修正した場合		公表	令和5年2月17日
入札の無効	入札参加資格のない者の行った入札 申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札 入札に関する条件に違反した入札 入札参加資格の要件を満たさなくなった者の行った入札		
入札保証金	免除		
契約保証金	契約金額の10/100 納付 ただし、有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約締結による保証を行った場合は、契約保証金を免除する。		
低入札価格調査制度	適用		
支払条件	前金払	請求できる。	
	中間前金払	請求できる（ただし、部分払いとの選択制とする。）。	
	部分払	請求できる。	
問い合わせ先	甲府市行政経営部契約管財室契約課 〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号 電話055-237-5124		

甲府市上下水道局告示第2号

公共下水道の供用を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公告する。

なお、その関係図面は、甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和5年1月17日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上 田 和 正

- 1 供用（下水の処理）を開始する年月日
令和5年2月1日
- 2 供用（下水の処理）を開始する区域
(1) 古府中町・下積翠寺町の一部区域
(2) 上向山町の一部区域
- 3 供用を開始する排水施設の位置
甲府市上下水道局工務部工務総室計画課に備え置く図面のとおり
- 4 供用を開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式
- 5 縦覧期間
令和5年1月18日から令和5年1月31日までの土日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで

甲府市上下水道局告示第3号

甲府市水道事業給水条例（平成9年12月条例第67号）第7条にかかわる指定給水装置工事事業者の指定をしたので、甲府市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月管理規程第2号）第10条第1号の規定により告示する。

令和5年1月31日

甲府市上下水道事業管理者職務代理者
甲府市上下水道局業務部長 上田 和 正

指定番号	指定業者名	住 所	代表者名
211	(有)宮下設備	笛吹市御坂町成田 374	宮下 富美雄
217	新建興業(株)	北杜市高根町下黒沢 2320	石水 建治
221	ピースクリーン山梨	中巨摩郡昭和町築地新居 825-2	笹本 敏
222	(有)秋山設備	甲州市塩山藤木 2155-10	秋山 智
224	(有)小澤設備	甲斐市竜王 2757-5	小澤 伸
225	(有)相川工務店	笛吹市八代町北 1266-1	相川 健次
226	(有)ユニオン住設	笛吹市石和町砂原 154-3	秋山 正太
227	宝栄設備	都留市中津森 73	日向 一成
229	(株)ミヤビ総設	笛吹市石和町井戸 1194-3	小俣 雅仁
235	功刀松太郎商店	南アルプス市上今井 112	功刀 浩司
237	長田設備工業	甲斐市牛匂 2263-8	長田 伸二
239	古屋設備	甲斐市篠原 4080	古屋 賢
241	武藤設備	甲府市国母 4-2-11	武藤 善晴
245	(有)山水エンジニアリング	甲府市大里町 4022-14	内藤 秀明
243	(有)井上設備工業	南巨摩郡富士川町最勝寺 1276-5	井上 茂樹
242	赤池サービス	甲斐市篠原 1267-4	赤池 岩雄
246	小俣管工設備(有)	都留市四日市場 863-2	小俣 英一
249	(有)バイオテック	韮崎市大草町下條西割 1411-17	樋口 高士
252	(株)松土建設興業	山梨市下井尻 1254-2	松土 賢
254	石川調理機(株)	甲府市太田町 6-6	石川 茂
255	菊島設備(株)	韮崎市大草町若尾 970	菊島 工
256	(有)望月管工	南巨摩郡富士川町長澤 37-5	望月 吉文

指定番号	指定業者名	住 所	代表者名
257	(有)ヒナタロー	中巨摩郡昭和町河西 1313	高橋 勝宏
260	(有)丸松	中央市藤巻 737-1	松下 翔
261	(株)桶幸本店	甲府市中央 5-3-14	小林 正藤
262	(有)秋山住設	甲府市古上条町 175	秋山 総一郎
264	(株)いのまた	甲斐市長塚 270	猪股 尚幸
267	甲和管工業	甲府市国母 5-18-4	中島 照美
293	加賀美設備	南巨摩郡富士川町春米 1496	加賀美 昇
295	玉穂設備	中央市下河東 3021-5	秋山 修二
298	(株)秀和工業	甲府市蓬沢 1-7-8	古澤 秀貴
300	(有)竹美屋工務店	南巨摩郡身延町梅平 3986-2	中村 浩二
302	(有)アメミヤ住宅設備 サービス	甲府市上今井町 2573-1	雨宮 茂樹
303	双葉設備(株)	甲斐市志田 517-1	上野 吉輔
306	(株)アルテ	笛吹市八代町北 1273	中村 正樹
308	(有)都市営繕	甲府市山宮町 2930	萩原 毅
309	(有)広瀬トータルサービス	山梨市東後屋敷 569-1	廣瀬 貴利
310	天野設備工業	甲斐市玉川 1586-7	天野 俊之
311	生活彩館 鶴田	中巨摩郡昭和町河東中島 338	鶴田 明
268	(有)笠井建設	中央市大鳥居 3008-5	笠井 弘一
270	(株)奥井商工	山梨市小原西 587	奥井 和也
271	長田建設(株)	甲府市下向山町 1667	長田 仁
272	かしわ管工	甲府市上曾根町 429	古屋 紀武
274	(有)佐野工業所	笛吹市石和町市部 794-4	佐野 将司
275	(有)明創工業	甲府市上曾根町 298-1	芦澤 豊彦
276	三晃設備	山梨市下井尻 850	井戸 今朝一
279	宮下管工(株)	富士吉田市浅間 1-12-8	宮下 大
280	(有)石倉興業	笛吹市八代町岡 553	石倉 利貴
281	(有)飯室工業	甲府市下曾根町 3920	飯室 武昭
286	鈴木住器	甲州市勝沼町山 1487	鈴木 武雄
288	(株)水電社	西八代郡市川三郷町大塚 4403	水上 静樹

任免辞令

(市長事務部局)
市立甲府病院 診療部 科長 新谷 則之
退職を承認する
以 上 発 令 日 令和 5年 1月22日

企画財務部 課税管理室 資産税課 主任 石原 秀人
福祉保健部 健康支援室 地域保健課 技師 深沢 祐奈
子ども未来部 子ども未来総室 母子保健課 主事 岩間 恭子
(各通)
退職を承認する
以 上 発 令 日 令和 5年 1月31日

(農業委員会事務局)
農業委員会事務局 係長 青木 進
退職を承認する
以 上 発 令 日 令和 5年 1月31日